

## 介護テクノロジー導入・業務改善支援センター（仮称）業務 業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という）が発注する介護テクノロジー導入・業務改善支援センター（仮称）業務におけるコンサルタント業務（以下「委託業務」という）を受託する者（以下「受託者」という）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

介護保険法第5条第3項に基づき、介護サービス施設・事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組を促進するため、テクノロジー導入や業務改善の支援を行うワンストップ窓口を設置する。

### 2 委託期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

### 3 受託者の業務

#### (1) 介護テクノロジー導入・業務改善支援センター（仮称）の運営

##### ア 各種相談窓口の設置

埼玉県内に所在する介護保険法に基づく民間の介護サービス事業者からの業務改善に係る相談に対応可能な窓口を設置するとともに、窓口の設置に係る効果的な広報を行うこと。

相談内容に応じてコンサルタントや関係機関への取次がメール・オンライン等で対応可能であること。

イ 開所日は月曜日から金曜日までとし、土曜、日曜、休日及び年末年始（12月29日から翌1月3日まで）は閉所日とする。なお、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

ウ 開所時間は午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 研修業務の企画・運営

業務改善に取り組み始めた、又は関心はあるが取組方法が分からない事業所を対象として募集し、業務改善に関する研修を実施する。

ア 研修内容は、参加者が自分の事業所の問題や課題を認識することができるもので、事業所内の業務改善に繋がるものとする。

また、座学のみでなく、ワークショップ等による双方向型の内容を取り入れること。

イ 研修回数は4回程度とすること。

ウ 募集者数は50人程度とすること。

エ 研修時に原則介護機器やICTツールを体験できる機会を設けること。

※募集者数は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より事業効果を高める場合は、募集者数増減等の提案を可とする。

(3) 伴走支援の実施

業務改善に積極的に取り組みたい事業所に対し、業務改善に係るコンサルタントを派遣し、事業所の実態を把握した上で、実情に応じた助言を行う。

なお、伴走支援実施に当たっては、埼玉県及び対象事業所と十分に協議するとともに、施設の実態や課題等について、対象事業所の職員等に適宜ヒアリングを行うなど、対象事業所の理解を得ながら進めるものとする。

(4) 関係機関との連携支援（介護現場革新会議運営補助業務）

介護現場革新会議とは、各関係機関や介護サービス事業所の経営層が介護現場の課題と共に当事者意識を共有し、それぞれの立場において果たすべき役割について対話を重ねる場である。その運営補助、報告書の作成、関係資料の作成等を行うこと。

また、本センターの業務内容の趣旨に則り、適宜関係機関と介護サービス事業者の連携が図れるよう支援すること。

#### 4 留意事項

(1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。

(2) 事業の実施に当たっては県と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに協議を行い、改善策を検討すること。

(3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(4) 委託業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託期間が解除された後においても同様とする。

(5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書及びその他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

(8) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は県に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。

なお、本業務に当たっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(9) この仕様書に定めのない事項は、県、受託者協議し、決定するものとする。